

反商品の教育主義——博物館の自意識に関する考察

Educationalism as Anti-Merchandise: Consideration about the Museum Self-Consciousness

犬塚康博

INUZUKA Yasuhiro

要旨 「博物館」の概念は、幕末から明治のはじめにわが国へもたらされ、以後その主体形成がおこなわれた。途上、物産陳列所や商品陳列所を差別化し排除することが、明治、大正、昭和を通じた文部省等の博物館論に見られた。ここに、博物館の自意識があらわれているのではないかと注意され、検討をおこなった。まず、物産陳列所や商品陳列所を名乗らない博物館の状況を文部省の『常置教育的観覧施設状況』で確認し、あわせて明治初期の状況を参照した。つぎに、物産陳列所や商品陳列所に対する状況を、1970年代の椎名仙卓の研究と1930年代前半の博物館研究に見た。検討の結果、博物館の自意識であるところの「教育」は、「商品」への反対として構築されてきたと総括することができた。これを「反商品の教育主義（教養主義）」と名指すとともに、物産陳列所のみならず商品陳列所をも商業博物館と位置づけ、向後の「反商品の教育主義」批判にそなえた。

はじめに

文部省の『常置教育的観覧施設状況¹⁾』は、冒頭の「常置の教育的観覧施設梗概」で次のように書く。

道庁府県郡市等の経営に係れる商品陳列館、物産館等全国に亘りて約三十八の多きに達し主として管内の物産及商品見本等を陳列せり然れとも此等は現状のまゝにては教育上に資する処余り多からされは暫く本調査中より省きて掲載せざることゝせり²⁾

「現状のまゝにては教育上に資する処余り多からさ」とする理由は何であろうか。説明はない。そして、「商品陳列館、物産館等」が排除され、施設が一覧されてゆく。しかし同書には、商品や物産を扱う「商品陳列館、物産館等」的な施設が含まれている。詳細はのちに見るが、「内外国商品見本³⁾」を対象とする農商務省商品陳列館が、その最たるものであることは多言を要しない。文部省の不徹底さが見て取れる。排除は、商品陳列館や物産館をあきらかに名乗る施設に対しておこなわれたようである。

文部省のこうした振る舞いは、これがはじめてでなかった。明治初期の文部省の年報を追跡した椎名仙卓は、文部省が一度は一覧に掲げた博物館を、それが勸業の博物館であることを理由にしてのちに削除してゆくケースのあったことを紹介している⁴⁾。このときも、文部省は揺れていた。「商品陳列館、物産館等」の名をもつ施設はまだ登場していないが、産業振興を目的とする博物館は各地に設けられており、これらをリストから削除しながら、教育の博物館を模索する過程が、明治初期の文部省にあったのである。

くだって昭和前期に文部省は、博物館の一覧をほぼ毎年刊行した。まず、1929年の状

況を記録した『常置観覧施設一覧⁵⁾』が、商品陳列所等を「商品ノ陳列ヲ主トスルモノ⁶⁾」と別立てにして記載する。しかし、1930年から1942年までの『教育的観覧施設一覧⁷⁾』では、商品陳列所等を記載しなかった。やはり、文部省に揺らぎが見られるが、「商品ノ陳列ヲ主トスルモノ」は「教育」から排除されたのである。

このような態度は、文部省にとどまらない。しかも、戦後におよぶ。『日本博物館沿革要覧⁸⁾』の「まえがき」は、行文中「戦前の商品陳列所」に次の注を付した。

商品陳列所については、展示資料が商品であるという特有の性格を考慮して、この要覧ではひとつのジャンルをなす「商品陳列所類」としてまとめて掲載した⁹⁾。

「展示資料が商品であるという特有の性格」とは何であろうか。説明ぬきで、差別が遂行されるのである。

明治のはじめからこのかた、勸業の博物館や「商品陳列館、物産館等」は、文部省等から差別、排除される役割をになわされて、博物館の世界に動員されてきた。本稿は、博物館の文脈におけるそれらの表象を検討し、そこから反照される文部省の自意識の何たるかを探ろうとするものである。なお、この種の施設の名称はさまざまなため、以下、商品陳列所、物産陳列所と便宜的に称する。

1. 『常置教育的観覧施設状況』の検討

1) 防長教育博物館

最初に、『常置教育的観覧施設状況』を検討したい。作業の主旨は、「商品陳列館、物産館等」の排除を宣言した結果の何たるかを確かめることにあるが、結論めくと、商品、物産のテーマおよび資料を排除しきれないようすを見てゆくことになる。

1908年の皇太子(のちの大正天皇)の山口県行啓を記念し、1912年、山口県教育会によって設けられたのが防長教育博物館である。「防長教育博物館は防長の維新史料及内外の教育品、教育参考品、教育図書等を蒐集陳列して教育の普及に資するを以て目的とす¹⁰⁾」と規則第1条が定義するように、教育をテーマとする博物館であった。同第2条で、全15項にわたって規定された同館の陳列品は、第1条を反映したものとなっているが、13番目の1項のみ「主なる県内産物¹¹⁾」として、維新と教育に直接関係しないカテゴリとなっている。

1914年、県から通俗教育資金を交付されると、同館は通俗教育巡回博物館を開始する。これは、「通俗教育参考資料を備へ郡市又は郡市教育団体の要求に依り貸出をなす」事業で、「一、社会教育に関する参考資料」「二、軍事教育に関する参考資料」「三、理化学応用諸機械実験資料」「四、産業奨励に関する参考資料」「五、家庭教育に関する参考資料¹²⁾」を通俗教育参考品(または巡回博物館用陳列品)とした。このうち「産業奨励に関する参考資料」は、「貿易品各種標本、蚕発生順序標本、蚕体解剖模型、各種絹糸製品、全国各地絹織物標本、交織物標本、綿織物標本、人造絹糸製造順序、マツチ製造順序標本、ゴム製造順序標本、和洋紙製造順序標本、陶器製造順序標本等¹³⁾」で、貿易に関連する産業を奨励対象としていたことがわかる。

防長教育博物館は、制度のうえでは教育を標榜する博物館であったが、陳列品の実際は、維新や教育以外のものの割合を多くしていた（図参照）。まず、通常の陳列品では、もっとも多かったのが山口県高等商業学校出品物で、全体の24パーセントを占めている。1907年に同校は、防長教育会の寄附金に基づき商品陳列室を設けていた¹⁴⁾。この経験を背景にした出品であったと思われる、それらは商業に関する資料であったことが推測される。ほかに地方改良資料、山口県農会出品物、県下各種製作品も産業の資料とみなせ、あわせると45パーセントとなる。巡回博物館用陳列品では、産業奨励参考資料が32パーセントを占めており、社会教育参考資料の39パーセントに次いでいる。教育の専門博物館とは言え、3分の1から2分の1に近い割合で産業の資料を有しており、産業のテーマは隠然として存したことがうかがえる。

2) 他の教育博物館、植民地の博物館

同様のケースは、ほかにも見られる。1903年に開館した奈良県の高市郡教育博物館は、同館規則第1条で「本館は教育に関する資料を蒐集し之を保存して公衆の縦覧に供す¹⁵⁾」として、教育の博物館であることを明示している。加えて同第3条は、「本館に図書館物産陳列所並に園芸場を附設す其規則は別に定むる所に依る¹⁶⁾」とし、1909年に附属物産陳列所を落成している。同館全体の陳列品は、「貿易品、内外国物産各種標品及化学工芸品製造順序標本等」845点、「地理及衛生に関する模型各種」36点、「図表写真類」102点¹⁷⁾、産業に関する資料が多い。1915年度経費は、総額1279.80円のうち陳列館分が約460円で、図書館、物産陳列所分が約819.80円を数える。物産陳列所の制度的位置づけは附帯事業だが、それ以上の割合を占めていた。

大正天皇の大典記念事業として1915年11月20日に開館し、同年12月5日に開館式をおこなったのが、岡山市教育会による岡山通俗教育館である。規則第1条は、「本館は自然科学及び之か応用に関する卑近なる器械標品模型絵画及び写真の類を陳列して公衆の観

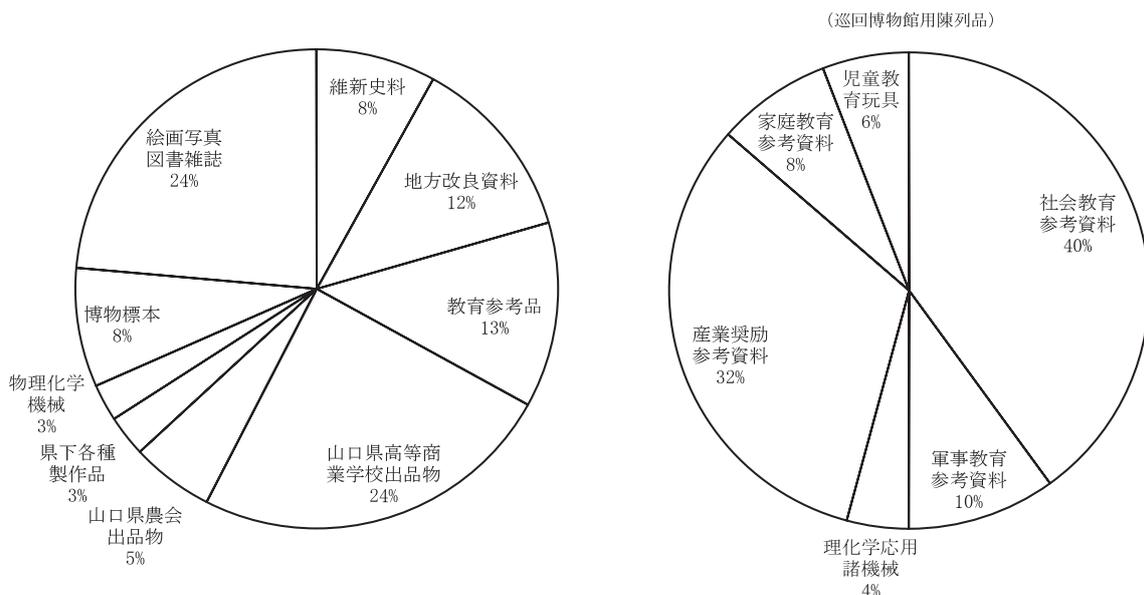


図 防長教育博物館陳列品構成比

覧試用に供し教育産業の発達に資するを以て目的とす¹⁸⁾」として、「教育産業の発達に資する」ことを明記していた。陳列品は、「一、天産物に関するもの／二、重要商品に関するもの／三、理科学及び其の応用に関するもの／四、通俗衛生に関するもの／五、天文地理に関するもの¹⁹⁾」と規則第2条で定義されたが、実際は「重要商品に関するもの」が全体の3分の1以上を占めていた。防長教育博物館の山口県教育会と同様に岡山市教育会も、教育のテーマと陳列品だけで博物館を構成したわけではなかったのである。

植民地の博物館では、1908年に開館した台湾総督府民政部殖産局附属博物館が、「本島産物は一切を網羅し尚輸入貿易品蕃人種族の生活状態及其の日用品並に本島の歴史的物件を蒐集陳列して之を衆庶に観覧せしめ以て學術技芸並に産業上の研究参考に資する²⁰⁾」として、その所管からも明白なように、産業振興をテーマにする博物館であった。

1915年に開館した朝鮮総督府博物館は、同年に開催された始政五年記念朝鮮物産共進会の建物を転用して、本館（旧美術館）、審勢館、交通館（旧鉄道館）その他から構成された。このうち審勢館が、「各道の統計、産物及模型²¹⁾」を陳列して、産業をあらわしていた。

3) 学校附設の博物館

学校関係では、愛知県の私立明倫中学校附属博物館が、規則の一で「本館は博物、地理、歴史及産業に関する有益なる標本模型、機械、図等を蒐集し本校の教弁に備へ兼ねて公衆の縦覧に供して斯学の普及発達に資するものとす²²⁾」と書く。この博物館は、1891年に設けられた私立の名古屋教育博物館が、1901年に尾張徳川家の屋敷地に移転したものであり、学校に附属することに特別の意味を有してはいない。

これと違い、学校に附設されて開始された施設を見ると、テーマは、教育、産業、日露戦争などで、施設によって、テーマは単一であったり複合したりする。各地域の社会的、歴史的な体験の差異によるのであろう。その上で、多くの施設が、産業系の陳列品を有していた。

福井県の上郷青年会通俗博物館が、「御大典奉祝記念事業として大正四年六月より之れか計画を為し大正四年十二月十一日より三日間農産物品評会を開催し同月十三日品評会賞与式を兼ね本館開館式を挙行し²³⁾」ていることは興味深い。さらに、附帯事業として「地方実業の改良発展を計る目的の下に十一月末若しくは十二月初旬に於て農産品評会を開催す²⁴⁾」とある。上郷尋常小学校内に設けられた同館は、上郷青年会の管理にかかるものであり、学校教育にとどまらない性格を帯びていた。

このほかの学校附設の施設も、校長が管理者であっても、青年会、教育会、有志者、篤志者など地域の集団が設置主体となっており、狭義の学校教育をこえる機能への期待が産業系陳列品としてあらわれていたと考えられる。これは、自治民育すなわち地方改良運動の影響と言ってよい。知三尋常高等小学校附設（通）俗博物館（福井県）の陳列品に掲げられた「改良の器具類 各地の物産及商品見本類」「改良農具の見本類」「地方改良の輸出米俵縄筵草鞋類」「当地方の稲蔬菜類（青物は腐敗せざるもの）²⁵⁾」には、このことが明瞭に認められる。

学校に通俗博物館を設けること自体が、「教化ノ中心」であった。博物館を、青年会、教育会、有志者、篤志者などがつくりあげるところもしかり。「教育と産業の伸張は、地

方改良運動がめざす究極の目標であったが、とくに道徳と経済の調和のとれた発展こそが理想とされていた²⁶⁾」のであり、この種の施設における産業と教育の併存は至当のことだったのである²⁷⁾。

2. 明治・大正期の博物館と文部省

1) 1880年代前半の博物館

ここで参考までに、明治維新以後、1880年代前半までの状況を一瞥しておこう。この時期に設立された公立の博物館等は、約30施設が知られている（表参照）。概して産業を中心テーマにするものが18施設、同じく教育を中心テーマとするものが6施設、両テーマ複合のあきらかなものが1施設、その他のみが2施設である。このほかに、文部省の統計で当初とりあげられながら、産業をテーマにするものであったことから、のちに統計から削除された、石川県の金沢博物館、京都府の博物場、広島県の博物館、福岡県の福岡博物館の4施設がある。これらを含めると産業をテーマとする施設は23施設となり、全体の70パーセントを超える。

教育の博物館は、東京大学理学部博物場は言うにおよばず、島根県の教育博物館が松江中学、滋賀県の博物館が滋賀県師範学校に設けられており、のちの分類で言う学校博物館あるいは教育参考館に相当する。存続期間は短い。滋賀県の博物館は1881年にのみ記録され、鹿児島県教育博物館は2年で終焉し、所蔵品は鹿児島師範学校に移管されている。府立教育博物館も4年ほどであった。安定して継続した教育博物館は博物館（のちの東京博物館、東京教育博物館）のみで、システムとしての教育の博物館は不在と言うに等しかったのである。

一方、産業の博物館も、長期の存続を確認できるものは多くない。しかし、以降各地で設立が相次いでゆく物産陳列所、商品陳列所などにおいて、その継続性を認めることができる。ちなみに、1933年の時点で商品陳列所は、それ以前の産業系の博物館を、みずからの前史に位置づけていた²⁸⁾。

教育と産業の博物館は、かたや中央に孤立する東京博物館、かたや全国の道府縣市町村におよぶ物産陳列所、商品陳列所という分布の構図をえがいてゆく。新設の教育の博物館も、教育のテーマのみで立つことはまれで、産業のテーマと複合していたのである。

ここにあらわれているのは、博物館に関する文部省の空洞性と言ってよい。このことは、次節で見るとおり、『常置教育的観覧施設状況』にも認めることができる。

2) 文部省の空洞性

『常置教育的観覧施設状況』に掲載された、一部を除く学校の施設のようすは、いささか奇妙であった。伊藤寿朗が、「小・中等教育機関立が、一二八館中三一・五館と約四分の一を占めるのが、本書の大きな特徴である」とはじめ、「長野県と福井県の項で、小学校内の博物館がそれぞれ一二、三三館も並んで」おり、「特に福井県の場合は、すべてが大正天皇の御大典記念として一九一五（大正四）年に設立されている²⁹⁾」と指摘したとおりである。その大正天皇即位の大典記念に、本稿は注目したい。

即位の礼は1915年11月10日におこなわれた。翌1916年の博物館の現況を記したのが

表 1880 年代前半までに設立された公立博物館等一覧

	初期名称 (設立年)	テーマ		
		教 育	産 業	そ の 他
(北 海 道)	開拓使博物場 (1871 年)*		○	
	札幌農学校博物場 (1876 年)			○
	仮博物場 (1878 年)*		○	
秋 田 県	勸業博物館 (1877 年)*		○	
山 形 県	勸業博物館 (1879 年)		○	
東 京 府	博物館 (1872 年)*			○
	博物館 (1875 年)*	○		
	北海道物産縦覧所 (1875 年)		○	
	東京大学理学部博物場 (1880 年)	○		
神奈川県	[神奈川県物産陳列場 (1880 年)]		○	
新 潟 県	新潟博物館 (1879 年)*		○	
石 川 県	金沢博物館 (1876 年)*	△	○	
長 野 県	勸業博物場 (1884 年)		○	
愛 知 県	工芸博物館 (1878 年)*		○	
滋 賀 県	博物館 (1881 年)	○		
京 都 府	博物場 (1875 年)*	△	○	
大 阪 府	大坂博物場 (1874 年)*	○	○	○
	府立教育博物館 (1878 年)	○		
	府立勸工場 (1879 年)		○	
奈 良 県	寧楽博物館 (1876 年)			
和歌山県	和歌山集産所 (1879 年)		○	
島 根 県	教育博物館 (1879 年)	○		
	島根県勸業展覧場 (1880 年)		○	
岡 山 県	物産縦覧所 (1879 年)		○	
広 島 県	博物館 (1878 年)	△	○	
徳 島 県	物産蒐集所 (1881 年)		○	
愛 媛 県	物産陳列場 (1879 年)		○	
福 岡 県	福岡博物館 (1878 年)*	△	○	
長 崎 県	長崎博物館 (1879 年)*		○	
大 分 県	第二勸業場 (1876 年)		○	
鹿 児 島 県	鹿児島教育博物館 (1879 年)	○		
	興業館 (1883 年)		○	

△は文部省の統計に記載されたのち、勸業の博物館であることを理由に統計から除外された施設。*印は椎名仙卓『日本博物館発達史』、雄山閣出版、1988年、212頁に掲げられた施設。神奈川県物産陳列場の〔 〕は設立主体不明の意味。(倉内史郎・伊藤寿朗・小川剛・森田恒之編『日本博物館沿革要覧』、財団法人野間教育研究所、1981年、椎名仙卓、前掲書、岡山市役所編『岡山市史』第六、岡山市役所、1938年、4486・4600頁、佐藤節「殖産興業(しょくさんこうぎょう)／明治前期のムラおこし」渡辺澄夫編『大分歴史事典』、大分放送、1990年、<http://www.e-obs.com/heo/heodata/n336.htm> (2009年6月30日)に基づき作成。)

『常置教育的観覧施設状況』である。このタイミングには、同書が大典を機に編纂されたのではないかと思わせるものがある。そして、46施設が直接に大典記念を、6施設が何らかのかたちで大正天皇との有縁を記し、それらは全130施設中40パーセントを占めて

いた。大典記念事業は、大正改元以降に計画、実施されることを考慮すると、1912年以降に開館したものまで含めることが可能であり、その数はさらに増すであろう。この事実も上の予測を支持する。

惟うに、大正の大典を契機として文部省は、みずからの支配のおよぶ博物館を可視化し、統計上も増やそうとしたのではないだろうか。おりしも、1913年に文部省の機構改革がおこなわれ、図書館と博物館は、専門学務局から通俗教育を所管する普通学務局第三課に移管されたところであった。こののちさらに、1918年の臨時教育会議答申、1919年の普通学務局第四課新設とそれによる通俗教育の所管、1921年、通俗教育の語の社会教育の語への変更、1924年、第四課の社会教育課への変更、1929年、同課の社会教育局昇格へと続いてゆく。これよりふりかえれば、1913年の制度改革は、新しい体制の初期形というものであった。かかる状況下で編まれた『常置教育的観覧施設状況』は、あらたな博物館政策を模索する成果であり、それゆえの奇妙さだったと考えられるのである。

「自然科学及其応用に関する通俗教育を目的と」する通俗教育館と「教育従業者に対する参考品の陳列所」である教育博物館とからなる東京教育博物館と³⁰⁾、「学校備附の器械標本模型絵画等を陳列す³¹⁾」る敷地面積5坪の面谷簡易博物館（福井県）や同6坪の下庄村通俗博物陳列室（同前）を、同じ「常置教育的観覧施設」としてならべるのが、このときの文部省の現実であった。「来観人員」の項目も、面谷簡易博物館は「開館後日猶浅く未だ来観人員を挙ぐるの程度に達せず³²⁾」と記し、下庄村通俗博物陳列室は「開館以来日尚浅く僅に計画の端緒を開きたるに過ぎされは来観人員を挙ぐるの程度に達せず³³⁾」とする。そのような2館を動員するところにまで、一貫する奇妙さであった。

『常置教育的観覧施設状況』が、行政的に功を奏したのかはわからない。しかし、昭和天皇の大典記念を標榜して、1928年に博物館事業促進会が設立され、博物館事業の振興がはかられていった事情に、同書への応答が読み取れるのではないだろうか。博物館事業促進会を設立してゆく手法は、1920年1月に生活改善同盟会を設立してゆくそれ³⁴⁾に似ており、通俗教育、社会教育、社会教化は、外郭団体を介しておこなうことが、このとき学習されたように思われるのである。これが首肯されるならば、生活改善同盟会は、文部省普通学務局第四課（1924年以降は同局社会教育課）と棚橋源太郎にとって、博物館事業促進会に向けた恰好の予行演習となっていたに違いない。『常置教育的観覧施設状況』の奇妙さと、それを出来させた博物館政策の不安定は、この過程で払拭されてゆくのであった。

3. 物産陳列所論、商品陳列所論の検討

1) 物産陳列所と普通博物館

さて、商品陳列所および物産陳列所を検討する際、参照しなければならない戦後の研究に、椎名仙卓の『日本博物館発達史』の一章³⁵⁾がある。ここで示された、「物産陳列所を博物館施設と考えない人もいる」が「一種の“産業を主体とした博物館”としてとらえることができる³⁶⁾」という意見は、本稿の冒頭で見た文部省の態度に異を唱えているかのように見える。これが導き出されたゆえんの分析を通じて、商品陳列所や物産陳列所にかかわる際の問題点を確認できるのではないか。このような課題意識のもと、本章では椎名の

理路を追跡したい。

椎名は、「物産陳列所は、これまで説いてきたように普通博物館とは本質的に異なっている³⁷⁾」と書く。差異の一つは、神奈川県物産陳列場を紹介するなかで説明される。「当時（1880年頃—引用者注）の普通博物館が、珍品奇品や学術上価値の高い物品を収集・保存し、陳列公開して、物品を永久に保存しようとする機能が強かった³⁸⁾」と言い、物産陳列場が「陳列品が商品見本の性格を帯びており、物品を長く保存しておくという機能をもった施設ではなかった³⁹⁾」と言うあいだにある差異である。

また、物産陳列所は、「物品そのものが貴重品で学術的価値の高い一点しかないものというよりも、普通のどこにでもある日常生活と深いかかわりのあるありふれた物品であったことにもよるであろうが、身近にある人をひきつける施設になっている」ことを掲げ、「ここに物産陳列所の存在価値があり、普通博物館との大きな違いがみられるのである⁴⁰⁾」と強調した。先の、「珍品奇品や学術上価値の高い物品を収集・保存し、陳列公開」する普通博物館に対応する。

以上から、物産陳列所と普通博物館の差異は、資料の永久保存と、人をひきつける親近性の2項でとらえられていたことがわかる。

物産陳列所と普通博物館は、次のようにも言われていた。

わが国の観覧施設を所蔵している資料を中心にして系譜を考えたときに、一つは、産業の発達を目的として設立された施設と、他は社会教育を主目的にした施設とがある。前者はここで記した物産陳列所がそれに相当し、後者は教育機関的な傾向を帯びた普通博物館がそれに属するであろう。ただ、注目すべきことは、明治初年に西洋の近代的な博物館思想の導入によって中央・地方を問わず普通博物館が誕生したが、これらの普通博物館は明治20年代になると、廃止されたり、勸業を目的とした施設に変質したりして、衰退の道をたどるのである⁴¹⁾。

前段は、物産陳列所が産業、普通博物館が教育の範疇にあることを言う。物産陳列所については、別に「地域社会の産業の発達を促すために、その地域の自然物や特産物などを展示公開した施設⁴²⁾」と、目的、機能ともに定義されていたことと齟齬しない。

一方、普通博物館に言い及んだ「教育機関的な傾向を帯びた普通博物館」という記述からは、「教育」が目的なのか機能なのか定かでない。1880年頃の博物館について、「地域社会の殖産興業政策のために創設されたり、あるいは地域の学校教育と深いかかわりをもって発達している⁴³⁾」と椎名は書いていたが、ここでも殖産興業は目的として明示的でありながら、教育の位置はあいまいであった。行論の途上で椎名が例示した中央の2館、地方の10館は先の表に含まれているが、これらについては先に「システムとしての教育の博物館は不在と言うに等しかった」と評したとおりである。「教育機関的な傾向を帯びた」あるいは「地域の学校教育と深いかかわりをもって発達している」との言い方からは、椎名も、1880年頃の博物館に目的としての教育を明言できなかったように感じられる。

こうしたようすからして、「地域社会の殖産興業政策のため」という目的にこそ、この時期の博物館の確かな趨勢を認めるべきと考える。このことは、椎名の言う明治20年代の普通博物館の動向が、「勸業を目的とした施設に変質したりして、衰退の道をたどるの」

ではなく、もとよりあった趨勢の進化、純化として理解することを私たちにうながす。したがって、「このようなときに、物産陳列所が台頭し、普通博物館にかわる新たな観覧施設として栄えるようになった」と言い、「普通博物館から物産陳列所へと移行した施設もみられるので、極端な表現をすれば、物産陳列所が社会教育施設としての普通博物館を駆逐して発展したということにもなろう⁴⁴⁾」と言うのも妥当しない。駆逐する対象である普通博物館など、地方にはないに等しかったのではないのか。これが、普通博物館に関する第一の疑問である。

なお、「社会教育施設としての普通博物館」は、明治20年代には存在しない。わが国の通俗博物館つまり社会教育の博物館は、東京教育博物館内に通俗教育館が開館する1912年まで待たなければならない。架空の「社会教育施設としての普通博物館」ゆえに、その駆逐をも語り得たのであろう。

2) 物産陳列所と商品陳列所、博物場

物産陳列所に関する椎名仙卓の語りは、つぎに商品陳列所を対照する。

しかし、物産陳列所の方は、大正期に入るとしだいに観覧施設としての機能を失い商業促進のための研修所的な傾向を帯びるが、普通博物館の方は、物産陳列所に駆逐されたといっても、物産陳列所が衰退し始めると、逆に再び芽をふき出し、第一次世界大戦後急速に発達することとなるのである⁴⁵⁾。

ここで言う「商業促進のための研修所的な傾向」は、物産陳列所が農商務省のシステムとしての商品陳列所に編成されてゆくことを意味している。「物産陳列所から商品陳列館へ⁴⁶⁾」と題し、大正期前半の「物産陳列所と商品陳列館の共存共栄⁴⁷⁾」と書くところに、両者を別のものと前提する態度が認められる。しかしこの差異は、椎名が思うほどに確たるものではない。重層的なのである。

1920年の道府県市立商品陳列所規程によって、商品陳列所と名称変更した物産陳列所は多かったが、「物産」を冠する名称に再変更する施設が少なからずあった。秋田県物産館、埼玉県物産紹介所、新潟県物産紹介所、岐阜県物産販売幹旋所、滋賀県物産販売幹旋所（同附属物産陳列場⁴⁸⁾、徳島県物産幹旋所⁴⁹⁾などである。

さらに、前後の消息は不明ながら、「物産」の名を持つ施設は、1930年代以降も認められる。1932年には、北海道物産館、新庄物産陳列所、米沢物産陳列所、置賜物産館、酒田町物産陳列館、高田物産陳列館、石川県山中町立物産陳列所、甲府市物産陳列館のほか、植民地朝鮮や同台湾に多数ある⁵⁰⁾。1933年には、弘前物産陳列館、若松市物産陳列館、有田物産陳列館⁵¹⁾、1949年にも八戸物産陳列所があった⁵²⁾。

このように物産陳列所、商品陳列所は、「あれかこれか」の二者択一でないのは無論のこと、「あれからこれへ」という発展史観のもとにも置くことのできない、同一の範疇における「あれもこれも」と見るべきものとしてある。

これより先に、「明治20年前後に設置された物産陳列所には、まだ明治初期の博物場的な雰囲気温存されていた⁵³⁾」と椎名が書いていたのも、それが失われてゆく事態、すなわち商品陳列所の存在が一方で予定されていたからであった。物産陳列所の後史が商品陳

列所であれば、前史に置かれたのが博物場である。博物場について椎名は、「物品を陳列するのみでなく、生産したり改良を図るという面についても知識をあたえる施設として受け止めることができる⁵⁴⁾」としている。その博物場的な、「明治20年前後に設置された物産陳列所は、施設により多少設置目的が異なっており、その概念は一定ではない。しかし明治30年代後半になると、その頃設置された施設はどこも同じような目的で設置され運営されるようになる⁵⁵⁾」と言う。「どこも同じような」とされた「その目的とするところは、地域産業の改善発達のために、その地域に産するすぐれた物品を陳列することが主体であって、加えて参考品として内外国の物品を陳列した施設ということになる⁵⁶⁾」と説明した。

以上の行論は、図式的に次の3項に整理できる。

- ①明治20年頃の物産陳列所：施設により多少設置目的が異なり、明治初期の博物場的な雰囲気が温存される。
- ②明治30年代後半の物産陳列所：どこも同じような目的で、陳列することを主体とする。
- ③大正期の物産陳列所：観覧施設としての機能を失い、商業促進のための研修所的な傾向を帯びる。商品陳列所へ。

①②の時期には駆逐され、③で復活すると言われたのが普通博物館である。その意味で普通博物館は、3項の外部にあったことになる。そして、物産陳列所、商品陳列所の図式的に明瞭な3項に比して、普通博物館は漠としているのである。

3) 普通博物館という幻想

また、椎名仙卓の物産陳列所論には、現代の博物館と比較する場面が見られた。

一つは、「今日の博物館施設が不特定多数の観覧者を対象とする社会教育施設であるのに対し、物産陳列所も、一般公衆のための観覧施設ではあるが、そのなかでもある目的をもった特定の観覧者に焦点をあてているということになるであろう⁵⁷⁾」とした箇所である。「特定の観覧者にとっては誠に至便な解説であった⁵⁸⁾」とも言うように、ここでの力点は「特定の観覧者」にあり、不特定多数ではなかった。しかし、結語で不特定多数にシフトする。曰く、「したがってこの物産陳列所を博物館施設と考えない人もいる。しかし、不特定多数の人に観覧させることを目的としているかぎり、今日的な感覚では、やはり博物館施設と見做さなければならないであろう⁵⁹⁾」と。本章冒頭に掲げた「一種の“産業を主体とした博物館”としてとらえることができるのである」は、これに続くものであった。

なぜ、「今日的な感覚」がここで動員されるのであろうか。「今日的な感覚」でなければ、物産陳列所を博物館とみなすことはできなかつたのか。普通博物館、博物場、商品陳列所など、同時代の施設と比較してきたにもかかわらず、そこから逸して「今日的な感覚」が用いられてゆく論証は、唐突であり、短絡的であった。

もう一つが、「現代の博物館は」「一度収集し整理した資料は、原則として永久に保存するものとなっている」が、「物産陳列所で取り扱う資料は、それが必ずしも永久に保存されることを意味せず、ここにも物産陳列所と今日の博物館との資料の取り扱い方について、

大きな相違を認めることができるのである⁶⁰⁾」とするくだりである。この構造は、先述した、物産陳列所と普通博物館との第一の差異と同じである。

そしてこれが、明治初期の普通博物館と現代の博物館とが通じていることの示唆として機能する。普通博物館は、現代の博物館に支持されて、その位置を確かにするのである。すでに見てきたように、普通博物館は、物産陳列所に比してとらえどころのないものであった。加えて、1875年以降の地方の博物館の状況を、文部省の記録に追った際、椎名は、「文部省年報に記載された博物館が、いわゆる教育博物館と称される範疇に属する専門博物館⁶¹⁾」であるとも書いていた。ここで対象となった博物館は、前掲引用文で「中央・地方を問わず」「誕生した」普通博物館のうちの地方のものと等しい。椎名が普通博物館に託したのは、教育だったと見てよい。これが鍵である。しかし、物産陳列所に産業の目的は明示できても、普通博物館に教育の目的は明示できなかった。それが、すべてである。ここに、架空の「社会教育施設としての普通博物館」を登場させてしまうゆえんもあった。

普通博物館のあいまいさとは、文部省が商品陳列所等を排除した先に求めようとした教育の博物館の空虚さ、すなわち文部省自身の空洞性だったと言える。

これは、大正期に克服されてゆく。しかし、物産陳列所が衰退して普通博物館、教育の博物館が発達したのではない。この時期、文部省の社会教育制度が確立してゆくのにともなう事態であった。日露戦争後の内務省による地方改良運動と文部省の通俗教育、これに続く第一次世界大戦後の民力涵養運動および社会教育、生活改善運動が、教育の博物館の制度的揺籃なのである。

4) 1930年代の物産陳列所論、商品陳列所論

椎名仙卓の所論は、「この種の物産陳列所について、博物館界で論究されたものは皆無⁶²⁾」として開始されたが、物産陳列所、商品陳列所を博物館とみなす所論が、同時代にあった。しかもそれは、わが国に誕生したばかりではあったが、歴とした博物館研究としておこなわれていたのである。

1932年、日本博物館協会による『全国博物館案内⁶³⁾』が、物産陳列所、商品陳列所をとりあげる。「我が国の商業博物館は、多くは府県の経営に属し、商品陳列所、物産商工奨励館、貿易館等、その名称は一樣ではないが、要するに地方の産業奨励の目的で設立されたもので、商品の見本及び参考材料の陳列貸出し、或は産業関係印刷物の蒐集刊行講演会の開催等、博物館としての普通の事業の外、更に商品取引の紹介、商品の試売、鑑定、販路の拡張等に向つて大に力を用ゐてゐる⁶⁴⁾」と概説し、「全国に亘つて幾十の商業博物館を有することは、欧米の諸国にも殆んどその例を見ないところで、本邦博物館界の特色の一つに数へなければならぬ⁶⁵⁾」と評価した。

1928年に博物館事業促進会が誕生して以降、同会では商品陳列所批判と商品陳列所改造論がさかんにおこなわれた⁶⁶⁾。それが一段落したと思われる時点で刊行されたのが同書である。ここには、日本博物館協会にとって、組織内の機関誌ではない、はじめての一般書であることによる政治的判断もあったであろう。

1934年には、名古屋高等商業学校教授の小原亀太郎が「商業博物館を尋ねて⁶⁷⁾」を『博物館研究』に寄せている。小原は、商品学の立場からする商品陳列所の現状分析をおこない、陳列的でも教育的でもない「商取引に資する⁶⁸⁾」商業博物館を求めるとともに、教育

的商業博物館の場合の原則論を示した。博物館の資料を研究する分科学として、自然史博物館には植物学や動物学、歴史博物館には歴史学や考古学があるように、商業博物館や商品陳列所の資料、すなわち商品进行研究する分科学に自然科学的商品学⁶⁹⁾が公然と登場し、博物館論を展開したのである。高等商業学校などでは、附属の商品陳列所に関するこの種の議論があったであろうが、それが博物館界に披露されたのは、正式にはこれがはじめてだったのかもしれない。

同じ年、日本博物館協会常務理事の大渡忠太郎による「わが博物館の再検討（承前）⁷⁰⁾」が発表される。産業博物館と商業博物館とを分離して、次のように記した。

（九）産業博物館 四八

地方の産業を見せるための施設は各地に物産館、勸業館、拓殖館、物産陳列所、物産陳列館などの名で設けられてゐるのが二十二館ある、その他、商工奨励館といふのが七つあるが、是等は必ずしも産品を陳列してゐるとは限らぬ様であるから、その内の若干は削らねばならぬかも知れぬ。(略⁷¹⁾)

（一〇）商業博物館 四二

産業博物館の一種とも考へ得られるものであるが、産業そのものを展示するのではなくて、製品を商業の対象とし、その商品としての種類等級、代用品、偽交品等（本誌三月号、小原亀太郎氏論文参照）を陳列すべきであつて見れば別に商業博物館なる題目の下に取扱ふが穩当であらう。わが国、各地には昭和四年商工省令第三号によつて規程せられたる商品陳列所が三十五もあるが、それらは「商品ノ展示」即ち博物館本来の使命を果すほかに、規程による「商品及商取引ニ関スル調査」を行ふことになつてゐる。そのために商品陳列所は博物館とは違ふやうに考へる人もあるやうであるが、その主要なる使命が商品の展示である以上、前陳の通り立派な商業博物館に相違ないではないか⁷²⁾。

物産陳列所は、産業博物館に分類されている。交通、農業、水産、工業など部門別に具体例の記述が続き、大渡の希望が一般的に述べられてゆく。ところが、商品陳列所の項の後段は穏やかでない。商品陳列所を博物館とみなさない意見や、その改造論は継続したようであり、この状況を反映した発言と思われる。小原の商業博物館論は、博物館界で理解されなかったのであろうか。

いずれにしても、物産陳列所を博物館であるとするのに、「今日的な感覚」を椎名が持ち出すまでもなかったのである。

4. 博物館の自意識

1) 反商品の教育主義

以上、博物館研究における物産陳列所論、商品陳列所論が、少なくとも1930年代前半と1970年代後半、断続的におこなわれてきたことを見てきた。続いて、半世紀近く隔てたこれらを検討し、本稿の主題である博物館の自意識のありかを確認したい。

『全国博物館案内』と大渡忠太郎の所論は、商品陳列所が博物館の機能と博物館以外の

機能を有することを指摘する点において共通する。さらに大渡は、そのうち博物館の機能を根拠に、この施設を商業博物館とみなした。これに比べると、「不特定多数の人に観覧させることを目的としている」ことを根拠に、物産陳列所を博物館とみなした椎名仙卓の所論は、博物館研究的でない。この論理は、博物館以外の施設や催事にも適用可能であり、博覧会も映画も博物館になってしまう、無分別きわまりないものである。この点で、1930年代の商業博物館論は原則的であった。

また大渡は、小原亀太郎の所論に依拠して、商業博物館を産業博物館から分離させる。椎名は、「産業の振興」の物産陳列所と、「商品の販売促進」の商品陳列所として、両者を分離した。大渡の分離は、商業博物館の固有性を明示し、その発展を約すものだったと言える。しかし、椎名の分離は、「産業の振興」の物産陳列所に「今日的な感覚」を付加して「産業を主体とした博物館」をうたうが、「商品の販売促進」の商品陳列所には「今日的な感覚」を付加せず、「商品を主体とした博物館」を言うことにはならなかった。商品陳列所は宙づりにされたのである。なぜ、商品陳列所に「今日的な感覚」を用いなかったのでしょうか。商品陳列所は、「不特定多数の人に観覧させることを目的としてい」なかったのか。であるならば、そのことが論証されなければならないが、それはおこなわれていない。なぜ、この論理を可能としたのか。

ここで想起されるのが、冒頭に見た文部省等の言説である。繰り返すと、1917年、文部省の「物産及商品見本等」「は現状のまゝにては教育上に資する処余り多からされは」であり、1929年、同省の「商品ノ陳列ヲ主トスルモノ」、1981年、倉内史郎の「展示資料が商品であるという特有の性格」であった。商品陳列所を差別化し、その理由を論証しないスタイルにおいて共通する。

これらに共有された「商品」の語が、キイ・ワードとなる。文部省がこの語を忌諱することそれ自体が象徴的行為であり、「教育上に資する処余り多からされは」とは、端的に教育的でないことの意であった。

「商品」のキイ・ワードは、反照的に「教育」の語もキイ・ワードとする。教育は、椎名の普通博物館の鍵でもあった。物産陳列所が博物館とみなされたのは、明治20年頃のそれに明治初期の普通博物館の雰囲気を感じ取っていたためである。そのことが、「今日的な感覚」を登場させもした。しかし商品陳列所は、「商品」のキイ・ワードを直接にもったためであろう。椎名から忌諱されるのであった。

かくして、博物館の自意識たる「教育」は、「商品」への反対として構築されてきたと総括することができる。本稿は、これを「反商品の教育主義（教養主義—以下略す）」と名指すものである。

2) 永久保存という幻想

反商品の教育主義の表象が、椎名仙卓の言う普通博物館と現代の博物館であった。物産陳列所とのあいだに抽出された差異に、資料の永久保存の存否があったが、これもまた反商品の教育主義に関与することが予測される。この点について触れておきたい。

資料の永久保存は、博物館を汎通して言いうる原則ではない。制度的には、博物館法第2条が「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し（略）」

と書き、同法第3条第1項が「実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること」と博物館の事業を定義するのにあきらかなように、永久の含意はない。学芸員の定義も、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」として、同然である。

現実をながめると、資料の永久保存を言いうる施設としては、寺社の宝物館など古美術の博物館が第一にあがる。近・現代美術館では、永久保存を否定するテキスト、コンテキストの作品があり、永久保存は絶対的でない。動植物園水族館の場合、永久保存は原則となりようがない。資料の誕生から死亡までの「育成」があるだけである。標本館などではあり得たとしても、動植物園水族館では中心的施設でない。

これより進んで、標本の地位の程度により、科学博物館における永久保存のありようが変わってくる。自然史の科学博物館は永久保存度が強く、応用の科学博物館では弱くなる。理工系の科学博物館の展示資料は、端的にスクラップ・アンド・ビルドなのである⁷³⁾。

これら制度および現実の示すところは、扱う資料や意図により、博物館における資料の保管は、永久保存から廃棄までの変数をもつということであり、博物館と永久保存とを同一視することは幻想と言うよりほかない。物産陳列所、商品陳列所、商業博物館も、おのが好むところにしたがい資料の扱い方を決するのであり、寺社の宝物館のごとき永久保存が、部分的にならざり知らず、全的に強いられる理由はない。物産陳列所、商品陳列所、商業博物館の意図は、資料の販売を含むということである。

資料の永久保存のいかんをもって、博物館の当否が決められることはない。椎名も、これを根拠にはしなかった。でなければ、販売をおこなう物産陳列所を、博物館ととらえることはできなかつたらう。商品陳列所が博物館とみなされない理由は、どこにもないのである。

以上、1930年代前半の博物館研究の水準を継承し、椎名仙卓の作業も踏まえて本稿は、商品陳列所を商業博物館と位置づける。これを端緒にして、「反商品の教育主義」批判、すなわち「商品」に反対しない博物館の自意識構築は約されると考える。

注

- 1) 文部省普通学務局『常置教育的観覧施設状況』、文部省、1917年(伊藤寿朗監修『博物館基本文献集』第10巻、大空社、1991年)。なお、本稿における引用は、旧字体から新字体への改変、ルビの削除にとどめ、かなづかい、拗促音、句読点、地名、誤脱字などは原文のままとした。年号表記は基本的に西暦年を用いたが、行論の都合から元号を使用した箇所もある。人名の敬称は省略した。地名は基本的に当時のものを用いた。人名の旧字体、新字体は統一していない。
- 2) 同書、1頁。
- 3) 同書、2頁。
- 4) 椎名仙卓『日本博物館発達史』、雄山閣出版、1988年、41-58頁。
- 5) 文部省普通学務局『常置観覧施設一覧』、(1930年)(伊藤寿朗監修『博物館基本文献集』第9巻、大空社、1990年)。
- 6) 同書、9頁。
- 7) 文部省社会教育局『教育的観覧施設一覧』、(1931年)(伊藤寿朗監修『博物館基本文献集』第9巻、以下同じ)、同『教育的観覧施設一覧』、(1932年)、同『教育的観覧施設一覧』、(1933年)、同『教育的観覧施設一覧』、(1934年)、同『教育的観覧施設一覧』、(1935年)、同『教育的観覧施設一覧』、文部省、1936年、同『教育的観覧施設一覧』、文部省、1937年、同『教育的観覧施設一覧』、文部省、1938年、同『教育的観覧施設一覧』、文部省、1939年、同『教育的観覧施設一覧』、文部省、1940年、

- 同『教育的観覧施設一覧』、(1941年)、文部省教化局『教育的観覧施設一覧』、(1943年)。
- 8) 倉内史郎・伊藤寿朗・小川剛・森田恒之編『日本博物館沿革要覧』（野間教育研究所紀要別冊）、財団法人野間教育研究所、1981年。
 - 9) 倉内史郎「まえがき」倉内史郎・伊藤寿朗・小川剛・森田恒之編、前掲書、1頁。
 - 10) 文部省普通学務局、前掲書、283頁。
 - 11) 同書、284頁。
 - 12) 同書、287頁。
 - 13) 同書、287頁。
 - 14) 山口高等商業学校編『山口高等商業学校沿革史』、山口高等商業学校、1940年、542・564・614-617頁。
 - 15) 文部省普通学務局、前掲書、165頁。
 - 16) 同書、165頁。
 - 17) 同書、164頁。
 - 18) 同書、265頁。
 - 19) 同書、265-266頁。
 - 20) 同書、71頁。
 - 21) 同書、64頁。
 - 22) 同書、171頁。
 - 23) 同書、243頁。
 - 24) 同書、243頁。
 - 25) 同書、252頁。
 - 26) 笠松雅弘「[地方改良]と地域社会」福井県編『福井県史 通史編5 近現代一』、福井県、1994年、470頁。
 - 27) 産業と博物館をめぐる全般的な考察は、犬塚康博「産業と博物館と藤山一雄」（『地域文化研究』第25号、梅光学院大学地域文化研究所に投稿中）でおこなった。
 - 28) 商品陳列所联合会『商品陳列所綜覧（第二回版）』、商品陳列所联合会、1933年（伊藤寿朗監修『博物館基本文献集』第7巻、大空社、1990年）。
 - 29) 伊藤寿朗「第一〇巻『大正五年一二月常置教育的観覧施設状況』解説」伊藤寿朗監修『博物館基本文献集』別巻、大空社、1991年、232-233頁。
 - 30) 文部省普通学務局、前掲書、30頁。
 - 31) 同書、245頁。
 - 32) 同書、245頁。
 - 33) 同書、247頁。
 - 34) 磯野さとみ・内田青蔵「文部省外郭団体「生活改善同盟会」の設立経緯と設立活動の中心人物——大正期・昭和初期に行われた住宅改良運動の史的考察——」『生活学論叢』2号、日本生活学会、1997年、39-46頁。
 - 35) 椎名仙卓、前掲書、211-224頁。第5章「物産陳列所の使命と推移」（211-224頁）は、同「所謂“物産陳列所”に就いて」『博物館研究』第14巻第6号、日本博物館協会、1979年、7-14頁を初出とするが、これを加筆・修正した『日本博物館発達史』収録版を本稿は用いた。ただし、発表時期を問う場合は、初出の1979年によった。
 - 36) 同書、223頁。
 - 37) 同書、223頁。
 - 38) 同書、212頁。
 - 39) 同書、212頁。
 - 40) 同書、217-218頁。
 - 41) 同書、223頁。
 - 42) 同書、211頁。
 - 43) 同書、212頁。
 - 44) 同書、223頁。
 - 45) 同書、223頁。
 - 46) 同書、218頁。
 - 47) 同書、222頁。
 - 48) 商品陳列所联合会、前掲書。

- 49) 倉内史郎・伊藤寿朗・小川剛・森田恒之編、前掲書、362-363頁。
- 50) 日本博物館協会編『全国博物館案内』、刀江書院、1932年。
- 51) 商品陳列所聯合会、前掲書。
- 52) 倉内史郎・伊藤寿朗・小川剛・森田恒之編、前掲書、38・350-351頁。
- 53) 椎名仙卓、前掲書、219頁。
- 54) 同書、213頁。
- 55) 同書、214頁。
- 56) 同書、215頁。
- 57) 同書、215頁。
- 58) 同書、217頁。
- 59) 同書、223頁。
- 60) 同書、218頁。
- 61) 同書、55頁。
- 62) 同書、211頁。
- 63) 日本博物館協会編、前掲書。
- 64) 同書、5頁。
- 65) 同書、5頁。
- 66) 犬塚康博「商品陳列所改造論」(『千葉大学日本文化論叢』第11号、千葉大学文学部日本文化学会に投稿中)。
- 67) 小原亀太郎「商業博物館を尋ねて」『博物館研究』第7巻第3号、日本博物館協会、1934年、2-4頁。
- 68) 同論文、3頁。
- 69) 斎藤要「日本における自然科学的商品学の黎明期——小樽高等商業学校と小原亀太郎先生を中心に——」鮫島和子・白川智洋編『日本商品学会北海道部会20年史』、日本商品学会北海道部会、1985年、9-20頁。
- 70) 大渡忠太郎「わが博物館の再検討(承前)」『博物館研究』第7巻第6号、日本博物館協会、1934年、4-5頁。
- 71) 同論文、4頁。
- 72) 同論文、5頁。
- 73) 1980-1990年代、複数回訪問した名古屋市科学館で、館員の説明をとまなうバック・ヤード見学等によって得た知見に基づく。